主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

原審挙示の証拠資料によれば原審の認定は肯認できる。所論は、結局、原審の適法になした証拠の取捨判断、事実の認定を非難するに帰し、引用の判例は本件に適切でない。所論は採用できない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判	官	河	村	又	介
裁判	官	島			保
裁判	官	小	林	俊	Ξ
裁判	官	垂	水	克	己
裁判	官	高	橋		潔